

令和7年9月吉日

医療等提供施設事業者 様

千葉県健康福祉部医療整備課

千葉県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金のお知らせ

(交付申請書兼請求書の受付を9/25(木)から開始します)

このことについて、特設ホームページを開設し、申請の受付を開始しますので、本支援金の給付をご希望の場合は、下記のとおり手続きをお願いします。

手続きにあたっては、下記の特設ホームページに掲載の「千葉県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金支給要綱」及び「よくある質問」をご確認くださいようお願いいたします。

なお、封筒の宛名シールに記載されている通番(例イー0001)は、申請の際必要となりますので、番号を書き留めるなど、保管にご留意願います。

記

1 申請方法

原則、特設ホームページからのWEB申請

※ 申請方法等は特設ホームページの案内をご確認ください。

※ WEB申請ができない場合は郵送による申請も可能ですが、WEB申請よりもか
なりのお時間をいただきますので予めご了承ください。

【特設ホームページはこちら】

<https://hub.jimukyoku.site/chiba/seisanseikoujou>



「よくある質問」はこちら

<https://jimukyoku.site/chiba/seisanseikoujou/assets/doc/faq.pdf>



2 申請受付期間(いずれか1回のみ申請可能です。)

① 第一次申請期間

令和7年9月25日(木)午前9時から令和7年10月31日(金)まで

② 第二次申請期間

令和7年11月1日(土)から令和8年1月31日(日)まで

※早期の申請により補助金支給時期も早くなります。事業実施に係る支払及び納品を終え
ましたら、速やかに申請をお願いします。

3 問合せ先

千葉県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金事務局

(受託者：株式会社エイチ・アイ・エス)

事務局所在地：〒260-0031

千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1第11東ビル 3階

電話番号：050-1752-8420

お問合せ時間：平日 9:00-17:00(土日祝は除く)

千葉県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金制度概要

※申請にあたっては、特設ホームページに掲載の「千葉県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金支給要綱」及び「よくある質問」をご確認ください。

1 事業概要

医療現場における人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員により効率的に業務を行う環境を整備し、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげていくことを目的として、千葉県内の保険医療機関等において実施する生産性向上・職場環境整備等の取組に係る経費に対して給付金を支給する。

2 支給対象者

千葉県内に所在する保健医療機関等※の開設者であって、令和7年3月31日までにベースアップ評価料の届出を行っている者

※対象保健医療機関等：病院、有床診療所、無床診療所、訪問看護ステーション

3 給付上限金額

病 院	1施設につき、40,000円に本事業の支給申請日時点
有床診療所（5床以上）	における使用許可病床数を乗じた額
有床診療所（4床以下）	1施設につき、180,000円
無床診療所	
訪問看護ステーション	

4 支給対象事業

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する次の①から③の事業(複数可)

① ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

② タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

③ 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

5 支給対象経費

4の支給対象事業の実施に係る経費。ただし、消費税及び地方消費税相当額を支給対象経費から除外する。